

会 則

平成 24 年 4 月版

近畿木造住宅協会

近畿木造住宅協会会則

(名 称)

第1条 この会は、近畿木造住宅協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務局を、大阪府大阪市中央区南船場4-13-12 南船場OMビル7F (株)岡本銘木店内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、府内及び近隣府県の建設工事業者が連帯協力し、経営の近代化、技術技能の向上、府民及び近隣府県民が良質な住宅を安心して建築できる環境を整えることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①中小建築工事業(地域工務店)の近代化促進に関する事業
- ②中小建築工事業(地域工務店)の安全施工に関する啓発及び普及
- ③中小建築工事業(地域工務店)に従事する技術者及び技能者の資質の向上、福利厚生の向上に関する事業
- ④中小建築工事業(地域工務店)に関する情報の収集及び提案
- ⑤その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- ①正会員 中小建築工事業(地域工務店)を営む法人並びに個人事業主とする。
- ②推進会員 本会の目的、事業を推進するもの。
- ③賛助会員 本会の目的、事業を賛助するもの。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を会長または、事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(入会金・会費)

第7条 入会金及び会費については別に定める細則による。

(退会及び資格の喪失)

第8条 退会及び資格の喪失は、次の各号とする。

- ①本人から退会の申し出があった場合(退会理由を明示する)
- ②会費を一定期間納入しなかった場合
- ③総会全員の総意により除名する場合

(入会金・会費の不返還)

第9条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(種別及び員数)

第10条 役員は、総会において、正会員の構成員の中から選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員として相応しくない行為があったとき、またはその他特別な事情があるときは、総会の議決に基づいて解任することができる。

(総会)

第13条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 本会の事業推進に必要な場合、開催することが出来る。

3 総会は、正会員総数の2分の1以上(委任出席を含む)の出席をもって成立する。

4 総会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い理事がこれに変わるものとする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(施行細則)

第15条 会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

付則

1 本会設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成24年3月31日までとする。

近畿木造住宅協会 役員名簿

会 長 佐藤 朋子 (株式会社 ベターホーム)

副会長 森岡 清臣 (株式会社 森岡工務店)

理 事 依藤 桂一 (ヨリフジ建設 株式会社)

理 事 山下 真一 (山栄ホーム 株式会社)

近畿木造住宅協会 会費

正会員 36,000 円 (年額) 大工様 工務店様

推進会員 240,000 円 (年額) 材木店様 建材店様

賛助会員 42,000 円 (年額) 資材メーカー様・商社様

*正会員は、自動的に JBN 会員となり年会費 24,000 円が必要となります。(上記金額を含む)

* 賛助会員は、セミナー等の参加は実費負担になります。

* JBN 会費UPに伴い、上記正会員費訂正済み。(2012年4月1日)

近畿木造住宅協会事務局

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4-13-12 南船場OMビル7F
(榎岡本銘木店内)

TEL : 06-6245-1333

FAX : 06-6245-1353